一関地区広域行政組合地域包括支援センター指定介護予防支援事業所設置規則

平成18年４月１日

一関地区広域行政組合規則第24号

（設置）

第１条　介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第８条の２第18項に規定する介護予防支援事業を行うため、地域包括支援センターに指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）を設置する。

（名称及び所在地）

第２条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名　　称	位　　置
一関西部地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所	一関市竹山町７番２号
一関東部地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所	一関市千厩町千厩字北方174番地

（職員）

第３条　事業所ごとに、統括して管理を行う職員（以下「事業所管理者」という。）及び次に掲げる資格を有する者のほか必要な職員を置く。

⑴　保健師

⑵　主任介護支援専門員

⑶　介護支援専門員

⑷　社会福祉士

（事業）

第４条　事業所は、次に掲げる介護予防支援サービスを行う。

⑴　介護予防サービス計画の作成

⑵　介護予防サービス計画に基づきサービス提供のため、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者等との連絡調整

⑶　介護保険施設等への紹介その他サービス

⑷　その他介護予防支援の提供に必要な事項

（運営の基本的方針）

第５条　事業所は、次に掲げる事項を遵守し、介護予防支援サービスの提供を行うものとする。

⑴　利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行うこと。

⑵　利用者の心身の状況、生活環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、必要な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう行うこと。

⑶　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないように公平中立に行うこと。

⑷　一関地区広域行政組合を構成する市町、地域の保健・医療・福祉サービス、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めること。

（業務委託）

第６条　管理者は、介護予防支援の業務を、指定居宅介護支援事業者（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）に委託することができる。

２　管理者は、前項の委託を行う場合、適正に介護予防支援が行われるよう必要な措置を取らなければならない。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。